◎厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等の一部を改正する件

旧

対

照

条

文

○厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等(平成十八年厚生労働省告示第五百五十二号)

(傍線部分は改正部分)

新旧対照表

	現 行
一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要	基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要
する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五	する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五
百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位	百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位
数表」という。)第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労	数表」という。) 第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労
働大臣が定めるところにより算定した単位数は、一月当たりに障害	働大臣が定めるところにより算定した単位数は、一月当たりに障害
者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく	者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サー	(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サー
ビス基準」という。)第百二十六条に規定する指定重度障害者等包	ビス基準」という。)第百二十六条に規定する指定重度障害者等包
括支援(以下「指定重度障害者等包括支援」という。)として提供	括支援(以下「指定重度障害者等包括支援」という。)として提供
される次のイからハまでに掲げる障害福祉サービスの種類に応じ、	される次のイからハまでに掲げる障害福祉サービスの種類に応じ、
それぞれイからハまでに定めるところにより算定した単位数の合計	それぞれイからハまでに定めるところにより算定した単位数の合計
数とする。	数とする。

われるものに限る。)が行われる時間数を次の(一から)三まで(1) 居宅介護等(一日につき十二時間を超えない範囲において行いう。) 次の(1)及び(2)を合計した単位数 立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「居宅介護等」とイ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自

いう。)

(1)

われるものに限る。)が行われる時間数を次の()から(三まで居宅介護等(一日につき十二時間を超えない範囲において行

立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「居宅介護等」と

次の①及び②を合計した単位数

居宅介護、重度訪問介護、

同行援護、行動援護、生活介護、

自

) 14 b 女ぞれ (一) から (三) までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計に掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれ

- いて同じ。)に行われる場合 八百二単位 日中(午前八時から午後六時までの時間をいう。 ② にお
- 立改 百分の二十五に相当する単位数を八百二単位に加算した単いう。 ②において同じ。)に行われる場合 八百二単位のいて同じ。)又は早朝(午前六時から午前八時までの時間をご 夜間(午後六時から午後十時までの時間をいう。 ②にお
- 当する単位数を八百二単位に加算した単位数いて同じ。)に行われる場合 八百二単位の百分の五十に相 深夜(午後十時から午前六時までの時間をいう。 ② にお
- (2) 居宅介護等(一日につき十二時間を超える範囲において行われ) 居宅介護等(一日につき十二時間を超える範囲において行わ
- 日中に行われる場合 七百八十一単位
- 相当する単位数を七百八十一単位に加算した単位数 で間に行われる場合 七百八十一単位の百分の二十五に
- 当する単位数を七百八十一単位に加算した単位数 三 深夜に行われる場合 七百八十一単位の百分の五十に相
- 害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため八年政令第十号)第十七条第一号に掲げる者のうち、支給決定障生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十ロ 短期入所 一日につき八百九十二単位。ただし、障害者の日常

した単位数 ぞれ 戸 から 回 までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計に掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれ

- いて同じ。)に行われる場合 七百九十九単位 日中(午前八時から午後六時までの時間をいう。 ② にお
- 算した単位数 位の百分の二十五に相当する単位数を七百九十九単位に加いう。②において同じ。)に行われる場合 七百九十九単いて同じ。)又は早朝(午前六時から午前八時までの時間をいて同じ。)又は早朝(午後十時までの時間をいう。②にお
- に相当する単位数を七百九十九単位に加算した単位数いて同じ。)に行われる場合 七百九十九単位の百分の五十三 深夜(午後十時から午前六時までの時間をいう。 ② にお
- に単位数 (1) おら (三) までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計しれ (一) から (三) までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計しれるものに限る。) が行われる時間数を次の (□) から (三) までに (2) 居宅介護等(一) 日につき十二時間を超える範囲において行わ
- 日中に行われる場合 七百七十九単位
- 相当する単位数を七百七十九単位に加算した単位数 で 夜間に行われる場合 七百七十九単位の百分の二十五に
- 当する単位数を七百七十九単位に加算した単位数 三 深夜に行われる場合 七百七十九単位の百分の五十に相
- 害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため八年政令第十号)第十七条第一号に掲げる者のうち、支給決定障生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十ロ 短期入所 一日につき八百八十九単位。ただし、障害者の日常

二十五年法律第二百二十六号) 支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者 る指定共同生活援助に限る。 障害者等である利用者に対して行われる場合にあっては、 る者並びに同令第十七条第 規定による特別区民税を含む。 月から六月までの場合にあっては、 あった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四 指定障害福祉サービス等をいう。以下この号において同じ。 五条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該 十年三月三十一日までの間 十八万円(特定支給決定障害者にあっては、十六万円)未満であ あるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が二 に支援するための法律施行規則 所得割を除く。)の額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的 下この号において同じ。 の法律 ついて指定障害福祉サービス等 一号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する (同令第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。 共同生活援助 第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額が 略 (平成十七年法律第百二十三号。 (指定障害福祉サ)にあっては、その配偶者に限る。)に 一号から第四号までに掲げる支給決定 一日につき四十八単位を加算する。)の同法第二百九十二条第一項第 の規定による市町村民税 (平成十八年厚生労働省令第十九 (法第二十九条第一 ĺ 前年度)分の地方税法 ・ビス基準第二百七条に規定す 日 につき九百六十一単位 以下「法」という。 項に規定する (同法の 平成三 (昭 和 <u>)</u> 以

二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する 二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税 あった月の属する年度 支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者 五条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当 注 る指定共同生活援助に限る。 障害者等である利用者に対して行われる場合にあっては、 る者並びに同令第十七条第二号から第四号までに掲げる支給決定 十八万円 号)第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額が に支援するための法律施行規則 所得割を除く。)の額 規定による特別区民税を含む。)の同法第二百九十二条第一項第 月から六月までの場合にあっては、 指定障害福祉サービス等をいう。以下この号において同じ。 \mathcal{O} 十七年三月三十 あるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が一 下この号において同じ。 ついて指定障害福祉サービス等 (同令第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。 法律 共同生活援助 略 (平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。 (特定支給決定障害者にあっては、十六万円) 一日までの間、 (指定障害福 (指定障害福祉サービス等のあった月が四 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的)にあっては、その配偶者に限る。 祉 一日につき六十八単位を加算する .サービス基準第二百七条に規定す (法第二十九条第一項に規定する (平成十八年厚生労働省令第十九 前年度)分の地方税法 日につき九百五十八単位 未満であ (同法 平成二 昭 こに 0) 以 \mathcal{O} 和

(略)

略